

## (6) 外部との連携について③ ～就労に向けて～

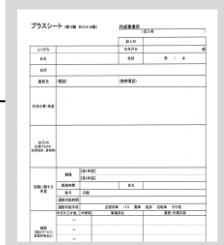
### (a) ライフステージの移行

生徒達は学校を卒業し、学校を中心とした生活から就労を中心とした生活に移行することになります。これまで学校生活の中で「個別の教育支援計画」に基づいて受けてきた支援を、卒業後も医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して一貫した支援を行っていくよう引き継ぐ必要があります。

特別支援学校高等部では、「個別の教育支援計画」や現場実習の記録などを参考にして、「個別移行支援計画」を作成しています。生徒本人・保護者が必要とする支援を関係機関と共有し、支援やサービスがスムーズにつながるよう、進路先に引き継ぎます。

福島県自立支援協議会就労支援部会では、「障がい者の就労支援に関する共通フォーマットについて」のページで、「働きたい」を応援するツールとして『One-Step』を紹介しています。任意の様式『プラスシート』は、生徒本人が記入するタイプのシートですが、就労に向けた準備や卒業後の支援計画の基礎資料として活用が考えられます。

<<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/one-step.html>>



### (b) 障がいのある生徒の就労～基礎知識～

障がいのある生徒が就労を選ぶ時は、次のような選択肢が考えられます。  
「福祉的就労」<sup>\*1</sup>とは、福祉サービスを利用した就労のことです。

働き方		就労先
一般就労	一般雇用	企業等
	障がい者雇用	企業等
福祉的就労	職業訓練型	就労移行支援事業所
	雇用型	就労継続支援 A 型事業所
	非雇用型	就労継続支援 B 型事業所

一般雇用では、求人の選択幅が広がりますが、配慮や支援を受けることが難しくなる場合もあります。

障がい者雇用・福祉的就労では、求人の選択幅は狭くなりますが、ジョブコーチのサポートを受けたり、相談しやすい環境が得られたりするなど、配慮や支援がある中で働くことができる等のメリットがあります。

### (c) 就労に向けた連携先

就労に向けた連携先として、以下の関係機関<sup>\*2</sup>があります。

- ①ハローワーク  
※ハローワークには障がい者専用窓口があります。
- ②障害者就業・生活支援センター
- ③相談支援事業所
- ④福島障害者職業センター
- ⑤福島県青少年総合相談センター
- ⑥若者サポートステーション

就労に向けた手続きや卒業後の生活に不安のある時は、障害者就業・生活支援センターに相談しましょう。

本人・保護者からの相談を受けると共に、学校等への情報提供を行っています。



参考：『実践障害児教育』2015年12月号 全国特殊学校長会『障がい児・者の社会参加をすすめる個別移行支援計画』(2005)

\* 1 : 第IV章-3 (4)『福祉的就労について知りたい』(241p)をご覧ください。

\* 2 : 第IV章-1 - (5)『外部との連携について②～福祉等編～』(220p)、3 (3)『相談機関の概要を知りたい』(240p)をご覧ください。